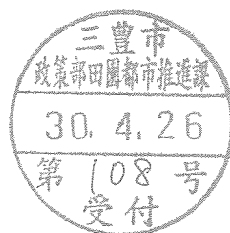


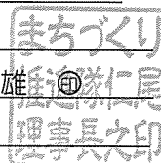
様式第16号(第12条関係)



平成30年4月25日

三豊市長様

申請者 団体又は法人の所在地 三豊市仁尾町仁尾辛34番地2
団体又は法人の名称 まちづくり推進隊仁尾
代表者氏名 理事長 河津成雄
電話番号 0875-82-5207



地域内分権推進交付金実績報告書

平成29年5月17日付け三政田第103号-2により交付金の交付決定等を受けた地域内分権推進事業について、下記のとおり実施したので、三豊市地域内分権推進交付金交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 実績報告額 9,300,673 円

2 添付書類

- (1) 事業報告書(様式第17号)
- (2) 決算監査報告書(様式第18号)
- (3) 財産目録(様式第19号)
- (4) 貸借対照表(様式第20号)
- (5) 収支計算書(様式第21号)
- (6) 全役員名簿(様式第22号)
- (7) 事業年度末の定款又は規約
- (8) その他市長が必要と認める書類

平成29年度事業報告書
 （平成29年4月1日～平成30年3月31日）

団体又は法人の名称 まちづくり推進隊仁尾

1.事業の成果

自主事業では4部会（安心安全・観光・教育福祉・研修広報調査）がそれぞれの分野で様々な事業を積極的に展開した。安心安全部会は、学校や地域で行われている防災訓練の参加や火災報知器の設置支援、防災用品の配備など、安心して暮らせるまちづくり活動に取り組んだ。観光部会は町民同士の交流の場として、平石堂を拠点に月ごとの様々なミニイベントや料理教室を開催し好評頂いた。教育福祉部会は、エコ化学実験ショーやイルミネーションイベントを開催し子どもから高齢者まで様々な年代の方に参加頂いた。研修広報調査部会は、ホームページや広報紙を通し、まちづくり推進隊仁尾の活動を町内外へ広くPRした。また、活動助成事業は、4団体からの申請がありそれぞれが特色のある活動を行った。

移譲業務においては、自治会・地区衛生組織の事務局として自治会長・衛生委員と意思疎通を図り円滑に業務を遂行した。

2.個別事業報告書

自主事業

【安心安全部会】

事業名	安心安全部会の開催		
事業内容	防災・防犯・交通安全・環境整備に関する部会を開催した。		
実施日時	通年（毎月第3火曜実施）		
実施場所	市民センター仁尾会議室		
参加者・受益者	会員	(延人数)	6人
役務提供者	会員	(実人数)	6人
		(延人数)	約40人
	延人数の積算	6人×7回	
決算額	収入額	0円	支出額 0円

※会議で用いたお茶等は管理費に含む

事業名	高齢者住宅火災警報器設置支援事業		
事業内容	消防法により義務化されている住宅用火災警報器が多くの住宅に設置されていない実態を踏まえ65歳以上の高齢者のみの世帯住宅に対して1戸あたり1000円を補助し設置を促進した。		
実施日時	随時		
実施場所	仁尾町		
参加者・受益者	仁尾町民（65歳以上世帯）	(実人数)	5人
役務提供者	会員・事務局	(実人数)	3人
		(延人数)	3人
	延人数の積算		
決算額	収入額	4,324円	支出額 4,324円
	内訳	受取交付金 4,324円	内訳
			支払助成金(4台分) 4,000円
			支払手数料 324円
※本年度取扱い、火災警報器@1,524×5台（内、1台は全額自己負担）			

事業名	地域避難訓練支援事業			
事業内容	仁尾中学校並びに自主防災会が計画する避難訓練に対し機材の調達・運搬・炊出し等の支援を行うとともに、地域住民と合同で訓練に参加した。また、大型訓練用機材の借用や運搬組立に対し謝礼を行った。			
実施日時	家の浦地区 H29.6/18、曾保地区 H29.8/27、門前地区 H29.10/29、仁中 H29.11/25			
実施場所	家の浦集会場・家の浦消防屯所／曾保小学校／仁尾小学校／仁尾中学校			
参加者・受益者	家の浦地区70人／曾保地区221人 門前地区147人／仁尾中307人	(延人数)	745 人	
役務提供者	会員・防災士資格取得者・事務局	(実人数)	8 人	
		(延人数)	12 人	
	延人数の積算 8/27…1人、10/29…3人、11/25…8人、2人×3回			
決算額	収入額	110,377 円	支出額 110,377 円	
	内訳	受取交付金	110,377 円	諸謝金 50,000 円
				消耗品費 486 円
				賄材料費 59,011 円
				食糧費 880 円

事業名	防災用品配備事業		
事業内容	大規模災害発生時、避難所が開設された場合、生活環境維持に最低限必要と考えられる器具及び物品を備蓄した。		
実施日時	平成30年3月7日		
実施場所	仁尾小学校・曾保地区・家の浦地区		
参加者・受益者	仁小6年46人・教員4人、曾保・家の浦地区各1人、会員・事務局6人	(延人数)	58 人
役務提供者	会員・事務局	(実人数)	6 人
		(延人数)	9 人
	延人数の積算 3/7…6人、1人×3回		
決算額	収入額	393,960 円	支出額 393,960 円
	内訳 受取交付金	393,960 円	内訳 消耗品費 393,960 円

事業名	清潔で住み良い地域創り推進事業			
事業内容	ゴミ投棄・ポイ捨て・ペットの糞害等が見受けられる場所を実態調査し、放置ゴミの清掃撤去を行い清潔で住み良い地域創りの活動を展開した。また、公園・花壇整備等の美化活動として希望者・団体へ花の苗を配布した。			
実施日時	随時（海岸清掃：平成29年10月29日、花苗配布：平成29年12月8日）			
実施場所	清掃：仁尾町つたじま渡船場周辺、花配布：町内			
参加者・受益者	仁尾町民（苗配布12/8…3団体・58人）	(延人数)	61 人	
役務提供者	会員・事務局	(実人数)	6 人	
		(延人数)	13 人	
	延人数の積算 10/29…7名、12/8…6名			
決算額	収入額	82,189 円	支出額 82,189 円	
	内訳	受取交付金	82,189 円	消耗品費 81,309 円
				食糧費 880 円

【観光部会】

事業名	観光部会の開催		
事業内容	観光の振興に関する部会を開催した。		
実施日時	通年（毎月第3金曜実施）		
実施場所	市民センター仁尾会議室		
参加者・受益者	会員	(延人数	7人)
役務提供者	会員	(実人数	7人)
		(延人数	約80人)
	延人数の積算	7人×11回	
決算額	収入額	0円	支出額 0円

※会議で用いたお茶等は管理費に含む

事業名	平石堂を拠点とした地域交流事業		
事業内容	レンタルスペース平石堂を月1回借りて、まちづくり推進隊の情報発信及び地域住民との情報交換の場・観光客への案内所とし、様々なミニイベントを開催した。		
実施日時	平成29年4月～平成30年3月（毎月1回第2土曜日） 4/8…交流会、5/27…PC・双林講習会、6/10…瀬戸内デパート外広報活動 6/24…朝の地域創生イベントPJ、7/8…夕涼み会、8/26…地域づくり団体全国大会接待、松賀屋夏祭 10/15…吊り下げ旗製作講習会、11/11…昔遊び、12/9…クリスマス縄作り 1/13…書初め・加勢大会、2/12…風呂敷包講習会、3/10…交流会		
実施場所	平石堂、つたじま、松賀屋、仁尾町文化会館1階多目的ホール、平田屋		
参加者・受益者	仁尾町民・来町者・会員		
役務提供者	会員	(実人数	約7人)
		(延人数	140人)
	延人数の積算	4/8…7名、5/27…7名、6/10…8名、6/24…10名、7/8…20名、8/26…10名、10/15…30名、11/11…7名、12/9…15名、1/13…10名、2/12…9名、3/10…7名	
決算額	収入額	66,549円	支出額 66,549円
	内訳		内訳
	受取交付金	44,049円	業務委託料 19,500円
	受取負担金	22,500円	通信運搬費 599円
			消耗品費 16,624円
			食糧費 1,646円
			水道光熱費 3,200円
			地代家賃 22,000円
			賃借料 2,332円
			支払手数料 648円

事業名	魚料理教室体験事業		
事業内容	魚の捌き方や調理方法についての料理教室を開催し、仁尾沖で水揚げされる魚介類を町民・観光客へ広くPRし、地域の水産業と関連産業の活性化を図った。		
実施日時	平成29年5月13日		
実施場所	市民センター仁尾1階調理室		
参加者・受益者	仁尾町民	(延人数	19人)
役務提供者	仁尾町民	(実人数	5人)
		(延人数	20人)
	延人数の積算	5人×4回	
決算額	収入額	29,242円	支出額 29,242円
	内訳		内訳
	受取交付金	19,742円	業務委託料 5,000円
	受取負担金	9,500円	消耗品費 1,022円
			賄材料費 23,220円

事業名	伝統料理再現会開催					
事業内容	仕出し屋の閉店や、料理人の引退などで失われ始めている仁尾の伝統料理を継承していくために、伝統料理再現会を開催した。また制作手順をレシピ化し、電子データや紙文書で保管し、HP等に掲載し広く公開した。					
実施日時	平成29年11月21日					
実施場所	市民センター仁尾1階調理室					
参加者・受益者	仁尾町民	(延人数)	10人			
役務提供者	仁尾町民	(実人数)	5人			
		(延人数)	25人			
	延人数の積算	5人×5回				
決算額	収入額	20,395円	支出額	20,395円		
	内訳	受取交付金	13,395円	内訳	業務委託料	5,000円
		受取負担金	7,000円		賄材料費	15,395円

【教育福祉部会】

事業名	教育福祉部会の開催			
事業内容	教育・健全育成・老人福祉等に関する部会を開催した。			
実施日時	通年（毎月第3水曜実施）			
実施場所	市民センター仁尾会議室			
参加者・受益者	会員	(延人数)	8人	
役務提供者	会員	(実人数)	8人	
		(延人数)	約90人	
	延人数の積算	8人×11回		
決算額	収入額	0円	支出額	0円

※会議で用いたお茶等は管理費に含む

事業名	仁尾くらしカレンダー発行事業				
事業内容	月ごとの行事予定が把握でき各種団体の連携、また市民の理解と協力・支援を図るよう学校行事・地域のイベント・まちづくり関連事項・ゴミ収集日等を1つにまとめたカレンダーを発行し全戸に配布した。				
実施日時	平成29年4月～平成30年3月（毎月1回発行）				
実施場所	事務所				
参加者・受益者	仁尾町民				
役務提供者	関係機関担当者・会員・事務局	(実人数)	15人		
		(延人数)	180人		
	延人数の積算	15人×12回			
決算額	収入額	329,311円	支出額	329,311円	
	内訳	受取交付金	329,311円	内訳	印刷製本費

事業名	バス停ベンチ設置事業					
事業内容	コミュニティバス利用の高齢者や子どもがバス乗車待ち時に安全安心に利用できるよう、その他ウォーキング途中の休憩等にも利用できるようにこれまでに設置したベンチのメンテナンスを行った。					
実施日時	修繕：12月中旬から1月下旬					
実施場所	維持管理：町内バス停4カ所（曾保・家の浦・仁尾マリーナ口・詫間越）					
参加者・受益者	仁尾町民					
役務提供者	会員・事務局		(実人数	2人)		
			(延人数	8人)		
	延人数の積算 2人×4日					
決算額	収入額	6,997円	支出額	6,997円		
	内訳	受取交付金	6,997円	内訳	消耗品費	1,997円
				内訳	保険料	5,000円

事業名	すくすく仁尾っ子シアター事業					
事業内容	エコ実験パフォーマー“らんま先生”を招き、化学実験ショーを開催した。一堂に会して鑑賞することにより、親子や友達とのふれあいの場を創出した。					
実施日時	平成29年8月20日					
実施場所	仁尾町文化会館					
参加者・受益者	仁尾町民（幼児・園児・小学生とその保護者）		(延人数	71人)		
役務提供者	会員・事務局		(実人数	12人)		
			(延人数	12人)		
	延人数の積算 会員10人、事務局2人					
決算額	収入額	282,478円	支出額	282,478円		
	内訳	受取交付金	282,478円	内訳	業務委託料	267,480円
				内訳	旅費交通費	4,100円
				内訳	消耗品費	2,754円
				内訳	食糧費	2,280円
				内訳	保険料	5,000円
		内訳	支払手数料	864円		

事業名	仁尾町将棋大会開催					
事業内容	将棋大会を開催し、地域子どもたちに将棋の楽しさや礼儀作法・勝負の厳しさを教え、賢く優しい子どもの健全育成の機会を、また参加・指導する側である高齢者には、アンチエイジング・認知症対策として世代間交流の場を作った。 (第2回以降は活動助成制度により「仁尾町将棋同好会」として活動を継続した。)					
実施日時	平成29年10月1日					
実施場所	仁尾町文化会館2階生涯学習室					
参加者・受益者	仁尾町民		(延人数	約50人)		
役務提供者	会員・事務局		(実人数	7人)		
			(延人数	7人)		
	延人数の積算 会員5人、事務局2人					
決算額	収入額	5,160円	支出額	5,160円		
	内訳	受取交付金	5,160円	内訳	食糧費	160円
				内訳	賃借料	5,000円

事業名	バレンタイン・イルミネーション開催			
事業内容	町内でのイベントの少ない冬季に町内全体が参加できる地域の子どもの学習発表の場を設け、交流の機会をすることにより町民相互の繋がりを深めた。またイルミネーションを飾り明るく華やかな演出をすることにより街の賑わいに寄与した。			
実施日時	平成30年2月10日（イルミネーション点灯期間：2月10日～24日）			
実施場所	仁尾町体育センター・市民センター仁尾周辺			
参加者・受益者	仁尾町民（延人数 約500人）			
役務提供者	会員・事務局（実人数 20人）			
	（延人数 約230人）			
	延人数の積算 打合せ会：1/30…4人、2/1…3人、2/2…4人 設営：1/21…3人、1/28…16人、2/4…8人、2/5…11人、2/7…8人、2/8…1人、2/9…10人 点灯式：2/10…150人 撤去：2/25…10人			
決算額	収入額	406,055 円	支出額	406,055 円
	内訳	受取交付金 406,055 円	内訳	業務委託料 61,752 円 諸謝金 6,000 円 印刷製本費 12,960 円 通信運搬費 1,640 円 消耗品費 281,803 円 食糧費 4,560 円 修繕費 13,000 円 賃借料 10,000 円 保険料 12,720 円 支払手数料 1,620 円

【研修調査広報部会】

事業名	広報管理事業			
事業内容	ホームページを通し推進隊の概要や活動を町内外へ発信した。			
実施日時	随時			
実施場所	事務所			
参加者・受益者	仁尾町民			
役務提供者	会員・事務局（実人数 5人）			
	（延人数 60人）			
	延人数の積算 5人×12回			
決算額	収入額	193,884 円	支出額	193,884 円
	内訳	受取交付金 193,884 円	内訳	業務委託費 193,884 円

事業名	推進隊だより発行事業			
事業内容	まちづくり推進隊仁尾の活動内容や周知事項をまとめた広報紙を発行した。			
実施日時	平成29年4月～年4回発行（平成29年7月・10月・平成30年1月・4月）			
実施場所	事務所			
参加者・受益者	仁尾町民			
役務提供者	会員・事務局（実人数 5人）			
	（延人数 20人）			
	延人数の積算 5人×4回			
決算額	収入額	110,029 円	支出額	110,029 円
	内訳	受取交付金 110,029 円	内訳	印刷製本費 110,029 円

事業名	会員研修会開催事業					
事業内容	少子高齢化や空家問題、市税・地方交付税の減収等同じ課題を抱えた地域を訪問し、今後のまちづくり活動に活かすための先進的な取り組みや、地域活性化の手法やアイデアを学び、会員の地域活動に対する新たな気づきを得る他、情報交換や交流を深める機会とした。					
実施日時	平成30年1月22日					
実施場所	広島県神石高原町役場、広島県立油木高等学校					
参加者・受益者	仁尾町民/会員		(延人数)	16人		
役務提供者	会員・事務局		(実人数)	16人		
	延人数の積算		(延人数)	16人		
決算額	収入額	128,183円	支出額	128,183円		
	内訳	受取交付金	128,183円	内訳	諸謝金	3,800円
					旅費交通費	109,078円
					通信運搬費	3,198円
					食糧費	1,710円
					保険料	2,397円
			研修費	8,000円		

事業名	のぼり旗作成事業				
事業内容	まちづくり推進隊仁尾ののぼり旗を作成し、各種イベント・交流会・協賛行事等で掲げ、活動を広くPRした。				
実施日時	平成29年11月～				
実施場所	イベント開催地・事務局他				
参加者・受益者	仁尾町民				
役務提供者	会員・事務局		(実人数)	5人	
	延人数の積算		(延人数)	25人	
決算額	収入額	56,160円	支出額	56,160円	
	内訳	受取交付金	56,160円	内訳	消耗品費

【活動助成事業】

事業名	活動助成事業					
事業内容	地域の課題を解決する為に、地縁団体等が実施するまちづくり活動や地域を活性化させる為に各種団体が開催するイベント等、活力あるまちづくりに資するユニークな事業や活動に対して、1件10万円を限度として、予算の範囲内で助成金を交付し活動の支援をした。 <ul style="list-style-type: none"> 採択件数 4団体（助成交付要綱により理事会で審査） 交付決定件数 4団体（355,000円） 活動助成金事業 <ul style="list-style-type: none"> 1.宿入まちなみ再生委員会（100,000円） 2.におっこ清掃探検隊（60,000円） 3.ten.to_sen（95,000円） 4.仁尾町将棋同好会（100,000円） 					
実施日時	通年					
実施場所	仁尾町内					
参加者・受益者	仁尾町民		(延人数)	80人		
役務提供者	事務局		(実人数)	59人		
	延人数の積算		宿入まちなみ再生委員会…21人、におっこ清掃探検隊…28人、ten.to_sen…3人、仁尾町将棋同好会…5人、事務局…2人×10			
決算額	収入額	357,160円	支出額	357,160円		
	内訳	受取交付金	357,160円	内訳	支払手数料	2,160円
				内訳	支払助成金	355,000円

【移譲業務】

事業名	自治会連合会仁尾支部事務局		
事業内容	総会・役員会の開催、各自治会への連絡・調整等、町内防犯灯調査、視察研修の手配等を行った。		
実施日時	通年		
実施場所	事務所		
参加者・受益者	仁尾町民		
役務提供者	事務局		(実人数 2人)
決算額	収入額	245,000円	支出額 245,000円
	内訳:受取交付金	245,000円	内訳:支払助成金 245,000円

事業名	地区衛生組織連合会仁尾支部 事務局		
事業内容	総会・理事会の開催、地区衛生事業・環境美化事業に対して清掃道具貸出し・補助金支払等業務・父母残土等仮置場管理、地区衛生委員への連絡・調整等、視察研修の手配、ダンボールコンポスト受付、河川愛護活動補助業務を行った。		
実施日時	通年		
実施場所	事務所・仁尾町		
参加者・受益者	仁尾町民		
役務提供者	事務局		(実人数 2人)
決算額	収入額	0円	支出額 0円

事業名	防犯灯管理業務		
事業内容	仁尾町内の既存の防犯灯の管球交換及び修繕を行った。(H30.1月以降は総務課への取次)		
実施日時	通年		
実施場所	事務所		
参加者・受益者	仁尾町民		
役務提供者	事務局		(実人数 2人)
決算額	収入額	228,508円	支出額 228,508円
	内訳:受取交付金	228,508円	内訳:修繕費 228,508円

事業名	交通安全業務		
事業内容	町民の交通安全意識向上のため、交通安全週間に街頭キャンペーンを実施した。		
実施日時	平成29年4月10日、7月5日(荒天中止)、9月29日		
実施場所	事務所/仁尾支所前交差点		
参加者・受益者	仁尾町民		
役務提供者	交通安全関係団体・会員・事務局	(実人数 約35人)	(延人数 約70人)
	延人数の積算	4/10...38人、9/29...34人	
決算額	収入額	6,840円	支出額 6,840円
	内訳:受取交付金	6,840円	内訳:食糧費 6,840円

事業名	グリーンパトロール隊業務		
事業内容	広報車・携帯電話・ジャケット・日誌・名簿等の管理、不審者情報の連絡を行った。		
実施日時	通年		
実施場所	事務所		
参加者・受益者	仁尾町民		
役務提供者	事務局	(実人数	2人)
決算額	収入額	0円	支出額 0円

事業名	広報仕分け業務		
事業内容	毎月末、自治会別配布物の仕分けを行った。		
実施日時	通年		
実施場所	事務所		
参加者・受益者	仁尾町民		
役務提供者	事務局	(実人数	2人)
決算額	収入額	0円	支出額 0円

【受託業務】

事業名	竜まつり実行委員会からの受託業務		
事業内容	竜まつり開催に関する経理業務・庶務を行った。		
実施日時	平成29年6月19日～平成30年度総会まで		
実施場所	事務所		
参加者・受益者	仁尾町民		

3 総会・理事会・役員会等の開催状況

会議名	第1回役員会			
開催日時	平成29年4月10日	19時00分～20時30分	出席状況	10人（内監事2人）
審議及び議決内容	新役員の選任について			

会議名	総会準備会			
開催日時	平成29年4月24日	19時00分～19時50分	出席状況	12人（内監事2人）
審議及び議決内容	総会準備について			

会議名	通常総会			
開催日時	平成29年4月27日	19時00分～20時40分	出席状況	32人（委任状15人）
審議及び議決内容	平成28年度事業報告について 平成28年度収支決算報告について 平成28年度会計監査報告について 役員の選任について 平成29年度事業計画(案)について 平成29年度収支予算(案)について			

会議名	第1回理事会			
開催日時	平成29年5月16日	19時00分～20時40分	出席状況	11人（内監事2人）
審議及び議決内容	規約の一部変更に関する田園都市推進課からの説明について 活動助成事業について			

会議名	第2回理事会			
開催日時	平成29年5月23日	19時30分～20時30分	出席状況	9人（内監事2人）
審議及び議決内容	規約の一部変更に関する田園都市推進課からの説明について			

会議名	第3回理事会			
開催日時	平成29年6月23日	19時05分～19時45分	出席状況	7人（内監事1人）
審議及び議決内容	観光部会活動提案について 活動助成事業について			

会議名	第4回理事会			
開催日時	平成29年8月17日	19時20分～20時40分	出席状況	9人（内監事2人）
審議及び議決内容	活動提案について			

会議名	第5回理事会			
開催日時	平成29年10月3日	19時00分～20時25分	出席状況	9人（内監事2人）
審議及び議決内容	役員報酬・議事報償費について NPO法人への移行について 活動助成事業について			

会議名	第6回理事会			
開催日時	平成29年11月1日	19時00分～21時15分	出席状況	8人（内監事1人）
審議及び議決内容	役員報酬・議事報償費・会員ポイントカードについて 活動助成事業について 活動提案について			

会議名	第7回理事会			
開催日時	平成29年12月6日	19時05分～20時30分	出席状況	9人（内監事1人）
審議及び議決内容	会員ポイントカードについて 事務局ネットワーク環境の更新について			

会議名	第8回理事会			
開催日時	平成29年2月6日	19時10分～20時40分	出席状況	10人（内監事2人）
審議及び議決内容	平成29年度の予算執行状況の報告について 平成30年度の事業計画について 事務局職員の雇用契約更新について			

様式第18号（第12条関係）


決算監査報告書

団体又は法人の名称 まちづくり推進隊仁尾
代表者氏名 理事長 河津 成雄 様

平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び会計諸帳簿を監査した結果、適法に処理され、当該帳簿には適正に記載されていると認める。

平成30年 4月 4日

団体又は法人の名称 まちづくり推進隊仁尾

監事 原 茂 芳 

監事 前 川 和 子 

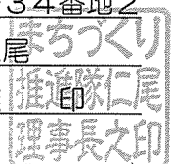
この写しは、決算監査報告書の原本と相違ありません。

平成30年4月25日

団体又は法人の所在地 三豊市仁尾町仁尾辛34番地2

団体又は法人の名称 まちづくり推進隊仁尾

代表者氏名 理事長 河津 成雄



決算報告書

第 6 期

自 平成29年 4月 1日

至 平成30年 3月31日

まちづくり推進隊仁尾



香川県三豊市仁尾町仁尾辛 3 4 番地 2

貸借対照表

まちづくり推進隊仁尾
全事業所

[税込] (単位:円)
平成30年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		前受交付金	1,399,327
小口 現金	30,000	預り金(源泉所得税)	16,230
普通 預金	1,440,819	預り金(社会保険料)	51,182
現金・預金 計	1,470,819	流動負債 計	1,466,739
流動資産合計	1,470,819	負債合計	1,466,739
【固定資産】		正 味 財 産 の 部	
(有形固定資産)		【正味財産】	
構 築 物	692,109	前期繰越正味財産額	1,379,654
機械及び装置	225,074	当期正味財産増減額	△255,147
什器 備品	203,244	正味財産 計	1,124,507
有形固定資産 計	1,120,427	正味財産合計	1,124,507
固定資産合計	1,120,427		
資産合計	2,591,246	負債及び正味財産合計	2,591,246

財 産 目 録

まちづくり推進隊仁尾
全事業所

[税込] (単位:円)
平成30年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

小口 現金 30,000

普通 預金 1,440,819

現金・預金 計 1,470,819

流動資産合計 1,470,819

【固定資産】

(有形固定資産)

構 築 物 692,109

機械及び装置 225,074

什器 備品 203,244

有形固定資産 計 1,120,427

固定資産合計 1,120,427

資産の部 合計 2,591,246

《負債の部》

【流動負債】

前受交付金 1,399,327

預り金 (源泉所得税) 16,230

預り金 (社会保険料) 51,182

流動負債 計 1,466,739

負債の部 合計 1,466,739

正味財産 1,124,507

損益計算書

まちづくり推進隊仁尾
全事業所

[税込] (単位：円)

自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日

【経常収益】

【受取助成金等】

受取負担金 39,000

受取交付金 9,300,673

【事業収益】

受託事業収益 300,000

【その他収益】

受取 利息 23

雑 収 益 2,800

経常収益 計

9,642,496

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

人件費計 0

(その他経費)

業務委託費(事業) 552,616

諸 謝 金(事業) 59,800

印刷製本費(事業) 452,300

旅費交通費(事業) 113,178

通信運搬費(事業) 5,437

消耗品 費(事業) 836,115

食 糧 費(事業) 18,956

修 繕 費(事業) 241,508

水道光熱費(事業) 3,200

賄材料 費(事業) 97,626

地代 家賃(事業) 22,000

賃 借 料(事業) 17,332

保 険 料(事業) 25,117

研 修 費(事業) 8,000

支払手数料(事業) 5,616

支払助成金(事業) 604,000

その他経費計 3,062,801

事業費 計

3,062,801

【管理費】

(人件費)

給料 手当 4,445,030

法定福利費 647,222

人件費計 5,092,252

(その他経費)

印刷製本費 87,283

会 議 費 32,370

車両燃料費 22,170

通信運搬費 231,771

消耗品 費 266,003

水道光熱費 96,300

賃 借 料 4,500

損益計算書

まちづくり推進隊仁尾
全事業所

[税込] (単位:円)

自平成29年4月1日 至平成30年3月31日

減価償却費	257,970	
保険料	288,050	
リース料	343,584	
租税公課	2,200	
業務委託料	108,445	
支払手数料	1,944	
その他経費計	<u>1,742,590</u>	
管理費計		<u>6,834,842</u>
経常費用計		<u>9,897,643</u>
当期経常増減額		△255,147
【経常外収益】		
経常外収益計		0
【経常外費用】		
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		<u>△255,147</u>
当期正味財産増減額		△255,147
前期繰越正味財産額		<u>1,379,654</u>
次期繰越正味財産額		<u>1,124,507</u>

様式第22号（第12条関係）

全役員名簿
（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

団体又は法人の名称 まちづくり推進隊仁尾

役名	氏名	住所又は居所	就任期間	報酬を受けた期間
理事長	河津 成雄	仁尾町仁尾乙 1253	平成29年4月1日 ～平成30年3月31日	無
副理事長	西山 弘茂	仁尾町仁尾丁 506番地2	平成29年4月1日 ～平成30年3月31日	無
副理事長	渡邊 究	仁尾町仁尾丙 961番地1	平成29年4月1日 ～平成30年3月31日	無
理事	浅野 隆俊	仁尾町仁尾甲 999	平成29年4月1日 ～平成30年3月31日	無
理事	岡田 龍宗	仁尾町家の浦 306番地1	平成29年4月1日 ～平成30年3月31日	無
理事	河田 裕二	仁尾町仁尾己 485番地4	平成29年4月1日 ～平成30年2月28日	無
理事	塩田 久美子	仁尾町仁尾丁 359番地6	平成29年4月1日 ～平成30年3月31日	無
理事	西山 秀樹	仁尾町仁尾辛 45番地4	平成29年4月1日 ～平成30年3月31日	無
理事	山中 誠	仁尾町仁尾乙 371番地1	平成29年4月1日 ～平成30年3月31日	無
理事	吉田 誉範	仁尾町仁尾甲 154番地1	平成29年4月1日 ～平成30年3月31日	無
監事	原 茂芳	仁尾町仁尾丁 1005	平成29年4月1日 ～平成30年3月31日	無
監事	前川 和子	仁尾町仁尾丁 372番地2	平成29年4月1日 ～平成30年3月31日	無

まちづくり推進隊仁尾 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、まちづくり推進隊仁尾と称する。

(事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所を香川県三豊市仁尾町仁尾辛 34 番地 2 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この団体は、地域住民自らが主体となって豊かで住みやすい仁尾町を創造するため、住民の交流を図り、地域のつながりを深め、安全・安心な生活環境及び活力と魅力あふれる良好なコミュニティの実現を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この団体は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域住民の交流に関する事業
- (2) 安全、安心、防災に関する事業
- (3) 環境保全に関する事業
- (4) 健康及び福祉に関する事業
- (5) 自治会活動との連携に関する事業
- (6) 公民館活動との連携に関する事業
- (7) 関係諸団体との連携に関する事業
- (8) その他目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(要件)

第5条 この団体の会員は、次の2種とする。

- (1) 一般会員 香川県三豊市仁尾町に居住し、第3条の目的に賛同して入会した個人
 - (2) 賛助会員 第3条に規定する目的に賛同して入会した、香川県三豊市仁尾町外に在住する個人、又は団体若しくは法人
- 2 一般会員は、総会に出席し、第21条各号に掲げる事項について議決する権利を有する。

(入会)

第6条 この団体の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第7条 入会金及び年会費は無料とする。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第9条に規定する退会届の提出をしたとき。

(2) 第10条の規定により除名されたとき。

(3) 本人が死亡したとき。

(4) 賛助会員である団体又は法人が消滅したとき。

2 第5条第1項第1号に規定する一般会員が香川県三豊市仁尾町に居住しなくなったときは、一般会員としての資格を喪失する。ただし、引き続き同条第1項第2号に規定する賛助会員としての資格は有するものとする。

(退会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この規約等に違反したとき。

(2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第11条 この団体に次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 理事3人以上10人以内

(2) 監事2人以上

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第12条 役員は、一般会員の中から選任しなければならない。

2 理事及び監事は、総会において選任する。

3 理事長及び副理事長は、理事の互選とし、総会に報告しなければならない。

4 監事は、理事又はこの団体の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第13条 理事長は、この団体を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この規約の定め及び理事会の議決に基づき、この団体の業務を執行する。

4 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この団体の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この団体の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの団体の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しく



は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 14 条 理事及び監事の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 理事長及び副理事長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 前 3 項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていないときは、任期の末日後最初の総会が終結するまで、その任期を伸張する。

(欠員補充)

第 15 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 16 条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事にあっては理事会又は総会の議決により、監事にあっては総会の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 17 条 理事長、副理事長及び監事は、報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 18 条 この団体に、事務局長及びその他の職員を置く。

2 事務局長及びその他の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免し、この団体と雇用契約を締結する。

3 事務局長及びその他の職員には、雇用契約上必要な賃金を支払わなければならない。

4 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 19 条 この団体の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 20 条 総会は、一般会員をもって構成する。

(権能)

第 21 条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

(1) 規約の変更

(2) 団体の解散

(3) 第 40 条第 2 項に規定する事業年度当初における事業計画及び収支予算の承認

(4) 第 44 条第 1 項に規定する事業報告及び収支決算の承認

(5) 理事の選任又は解任

- (6) 監事の選任又は解任
(7) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項
(開催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2) 一般会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3) 第 13 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号に規定するときを除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 理事長が前項に規定する臨時総会を招集しないときは、請求をした者が、臨時総会を招集することができる。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求め一般会員に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができ

(議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会において、出席した一般会員の中から選出する。

(定足数)

第 25 条 総会は、一般会員総数の 2 分の 1 以上の出席者がなければ開会することができない。

(議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 4 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した一般会員の 2 分の 1 以上の同意があるときは、この限りではない。

2 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 27 条 各一般会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定に関わらず、一般会員は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。

4 前 2 項の規定により表決した一般会員は、第 25 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 46 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員は、その議事の議決に加わることができない。



(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 一般会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者があるときは、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第 30 条 理事会は、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 理事及び監事の職務及び報酬
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) 事務局長及びその他の職員の雇用等に関する事項
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) その他運営に関する必要な事項

(開催)

第 31 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 13 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号又は第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める理事に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

4 前項の規定に関わらず理事全員の同意があるときは、理事長は、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長が行う。

(議決)

第 34 条 理事会における議決事項は、第 32 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 2 分の 1 以上の同意があったときは、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 35 条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定に関わらず、理事は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。

4 前 2 項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。



第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 37 条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 寄附金品

(3) 財産から生じる収入

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(資産の管理)

第 38 条 この団体の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 39 条 この団体の会計は、次の各号に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (2) 収支計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- (3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事業計画及び予算)

第 40 条 この団体の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

2 前項の規定に関わらず、事業年度当初における事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事会の議決を経た上で、総会において、その承認を得なければならない。

(暫定予算)

第 41 条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 42 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加と更正)

第 43 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 44 条 この団体の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 45 条 この団体の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 46 条 この団体が規約を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員の過半数による議決を経なければならない。

(解散)

第 47 条 この団体は、総会の決議により解散する。

2 前項の規定により、この団体が解散するときは、一般会員総数の過半数による議決を経なければならない。

第9章 活動の区域

(活動の区域)

第48条 この団体の活動区域は、香川県三豊市仁尾町内とする。ただし、理事会の議決を経た活動については、この限りではない。

第10章 雑則

(雑則)

第49条 この規約の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、この団体の成立の日から施行する。
- 2 この団体の設立当初の役員は、第12条の規定に関わらず、設立総会において選任する。
- 3 この団体の設立当初の役員の任期は、第14条の規定に関わらず、平成27年度通常総会開催日までとする。
- 4 この団体の設立初年度の通常総会は、第22条の規定に関わらず、設立総会を通常総会とみなす。
- 5 この団体の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第40条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この団体の設立当初の事業年度は、第45条の規定に関わらず、成立の日から平成25年3月31日までとする。

これは規約に相違ありません。

平成30年4月25日

団体又は法人の所在地	三豊市仁尾町仁尾辛34番地2
団体又は法人の名称	まちづくり推進隊仁尾
代表者氏名	理事長 河津 成雄

